

第5章 第三者加害事案

目次

第1	第三者加害事案の概要	
1	第三者になる者	P 1
2	不法行為	P 2
第2	補償と損害賠償との調整	
1	求償・免責	P 3
2	補償の方法（示談先行と補償先行）	P 3
3	損害賠償と補償との関係	P 4
第3	交通事故に遭った場合	
1	交通事故に遭った場合の対応	P 6
2	補償先行、示談先行の選択	P 9
3	自賠責保険制度	P 10
4	その他の保険制度	P 21
第4	示談について	
1	示談の意義と効力	P 23
2	示談により請求できる損害賠償	P 23
3	示談の交渉相手	P 23
4	示談交渉	P 24
5	示談の時期	P 25
6	示談書の作成	P 25
第5	第三者加害事案に係る手続	
1	認定請求時	P 28
2	示談成立時	P 28

凡例

地公災法又は法	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
施行令又は令	地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）
施行規則又は規則	地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）
業務規程	地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）
自賠法	自動車損害賠償補償法（昭和30年法律第97号）
地公法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第1 第三者加害事案の概要

法第59条では、第三者の加害行為によって生じた災害（以下「第三者加害事案」という。）について補償を行った場合の取扱いが規定されています。

第三者加害事案とは、補償の原因である災害が第三者の加害行為によって生じた場合で、民法に基づく損害賠償請求権が生じたものをいいます。

したがって、第三者加害事案の成立要件としては、①第三者の行為によって災害が生じたこと、②原則として民法の不法行為が成立することの2つの要件がともに具備される必要があります。

具体的には次のようなケースが該当します。

- 交通事故（被災職員の過失の有無に関わりません。自動車事故の場合は、相手方車輛（同乗車であれば当該車輛も含む）の自賠責保険会社も賠償責任者となります。）
- 相手方から暴行を受けた場合
- 飼い犬に咬まれた場合（飼い主が相当の注意をもって管理していた場合を除く）など

1 第三者になる者

第三者とは、公務上の災害又は通勤による災害の原因となった事故に関して、被災職員又はその遺族に対し、民法その他の法律による損害賠償の責めを負う者であり、被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外の者をいいます。

具体的には以下の者が該当します。

- ・ 事故の直接の加害者（民法第709条）
- ・ 民法上の責任無能力者の監督義務者（民法第714条）
（親権者・親権代行人・後見人。なお、児童福祉法第47条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条から第22条まで参照）
- ・ 使用者及び事業監督者（民法第715条）
- ・ 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第717条）
- ・ 動物の占有者及び保管者（民法第718条）
- ・ 自動車損害賠償保障法上の自動車の保有者、運行供用者（自動車損害賠償保障法第2条第3項、第3条）等
- ・ 国家賠償法上の国及び被災職員の属さない地方公共団体

(参考)

- 「同僚職員の加害行為」の場合

「職務遂行中」の同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合、その行為に対して国家賠償法第1条第1項が適用される場合は、当該地方公共団体が賠償責任を負うこととなりますが、当該地方公共団体は第三者には該当しないことから、先に基金が被災職員に対して補償を行った場合でも求償は行わないこととなります。逆に当該地方公共団体から被災職員が基金の補償と同一内容の損害賠償を受けたときは、基金は、当然その価額の限度で補償の義務を免れます。

- 「公用車による災害」の場合

地方公共団体の公用車に同乗していた職員が被災した場合、当該事案が自賠責保険の適用外である場合を除き、自賠責保険の取扱い保険会社が「第三者」に該当し、基金は保険会社に求償権を行使することとなります。

2 不法行為

(1) 一般的不法行為者

民法第709条は、故意又は過失によりて他人の権利を侵害したる者は之によりて生じた損害を賠償する責に任ずと規定し、一般的な不法行為の成立要件と効果を定めています。

したがって、第三者の行為が、次の4つの要件の全てを満たす場合に不法行為が成立し、被災職員は、その行為によって生じた損害を第三者に損害賠償請求し、原則として金銭で支払を受けられることとなります。（民法第722条第1項、同第417条）

ア 第三者に故意又は過失があること。

イ 権利がその行為によって違法に侵害されたこと。

※ 野球のデッドボールや警察官が柔道訓練中に負傷した場合

スポーツには危険が内在しており、当事者もそれを承知のうえで行っているため、相手に故意や重大な過失が認められなければ、正当行為として是認され、第三者加害行為事案にはなりません。

ウ 第三者に責任能力があること。

※ 責任能力とは、行為の責任を弁識する知能のことをいい、その行為が道徳的に悪いということのほか、損害賠償の責任及ぶということを理解する知能であるといわれています。一般的には、12歳を超えればこの能力は備わるものと考えられており、小学生以下については通常責任能力がないといえます。（個別事案ごとに具体の検討が必要です。）

また、病院の看護師等が精神疾患患者に殴られ怪我をした場合、この患者は通常心身喪失者として責任能力を有しないと考えられますが、特殊の不法行為（民法第714条）としての問題を検討する必要があります。

エ その行為によって損害が発生したこと

(2) 特殊の不法行為等

一般的な不法行為の成立要件（民法第709条）については上記のとおりですが、災害の発生原因となった事故に関し、損害賠償責任者となる第三者には、この他にも、民法の特殊の不法行為によるもの、さらに自賠法、国賠法に基づくものがあります。

第三者の種類	第三者加害事案に該当するための主な要件
責任無能力者の監督者及び代理監督者 〔民法第714条〕	① 責任弁識能力のない未成年者（通常12歳くらいまで）や心身喪失者が不法行為を行ったこと。 ② 監督義務を怠らなかったことを監督者が立証できないこと
使用者及び代理監督者 〔民法第715条〕	① 加害者（被用者）と使用者との間に使用関係があること。 ② 事業の執行についての加害行為であること。 ③ 加害者に一般的不法行為責任が成立すること。 ④ 加害者（被用者）の選任や事業の監督につき相当の注意をしたことを使用者又は代理監督者が立証できないこと。
土地の工作物等の占有者及び所有者 〔民法第717条〕	① 土地の工作物の設置若しくは保存に瑕疵があること又は竹林の植栽若しくは支持に瑕疵があること。 ② 管理瑕疵と損害の発生との間に因果関係があること。

第三者の種類	第三者加害事案に該当するための主な要件
動物の占有者、保管者 〔民法第718条〕	① 動物が被災職員に損害（人身損害）を与えたこと。 ② 動物の行動と損害の発生との間に因果関係があること。（動物の種類及び性質に従い、相当の注意をもってその保管をしたことを、占有者又は保管者が立証できないこと。）
自動車の運行供用者 〔自賠法第3条〕	自己のために自動車の運行の用に供する者のことで、その車の運行を支配し、かつ、その運行による利益が自己に帰属する者をいいます。 具体的には、自家用車の所有者、タクシー、トラック等を所有する運送会社、下請業者が起こした事故の元請業者、レンタカー会社、リース会社の借主、整備のために預かった整備業者などがあたります。
国・被災職員の所属しない地方公共団体 (国賠法第1条, 第2条)	次のいずれかに該当すること。 ① 公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意若しくは過失によって違法に被災職員に損害を与えたこと（国賠法第1条第1項） ② 道路・河川などの公の営造物の設置若しくは管理に瑕疵があったため被災職員に損害を生じたこと。（国賠法第2条第1項）

第2 補償と損害賠償との調整

1 求償・免責

第三者加害事案においては、第三者（加害者）の民法上の損害賠償責任を具体化しながら、被災職員が第三者からの損害賠償と基金による補償を重複して受けることがないように調整する必要があります。この調整の方法としては、「求償」と「免責」の方法があります。

(1) 免責

- ① 被災職員は示談交渉を行い、第三者に対して損害賠償を請求します。
- ② 第三者は、被災職員に損害賠償します。
- ③ 基金は、損害賠償を受けた金額の範囲内で補償の義務を免れます。

(2) 求償

- ① 被災職員は、基金に対して補償を請求します。
- ② 基金は、示談に先立って被災職員に補償します。
- ③ 基金は、示談状況を踏まえ、補償額の範囲内で求償（基金が被災職員の損害賠償請求権を代位取得し第三者に請求）します。

2 補償の方法（示談先行と補償先行）

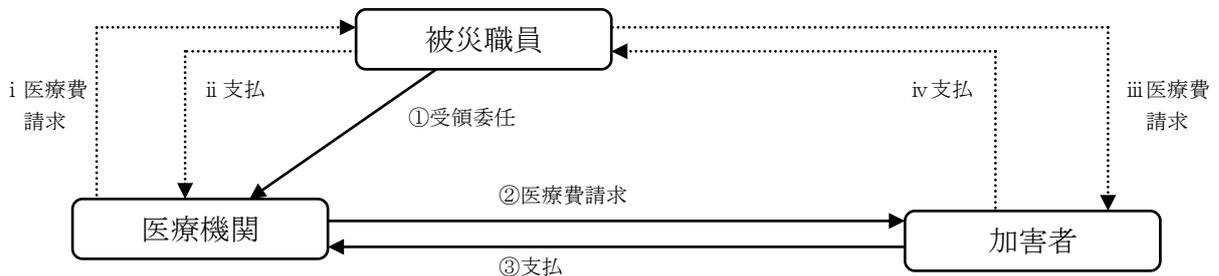
第三者加害事案について、被災職員等はその損害を補填される方法としては、基金による補償と第三者による損害賠償とがあります。このいずれかを先に行うかという観点から、災害補償の方法にも「示談先行」と「補償先行」があり、示談先行を原則としています。

なお、次に該当する場合は例外的に補償先行によることとしています。

- (1) 第三者に賠償能力がない場合
- (2) 第三者が特定できない、又はその所在が不明の場合
- (3) 被災職員の過失があり、かつ、治療費が自賠償の範囲を超える場合（自動車事故）
- (4) 加害者との示談がまとまらないなど、第三者から損害賠償を受けることが困難な事情がある場合
- (5) その他

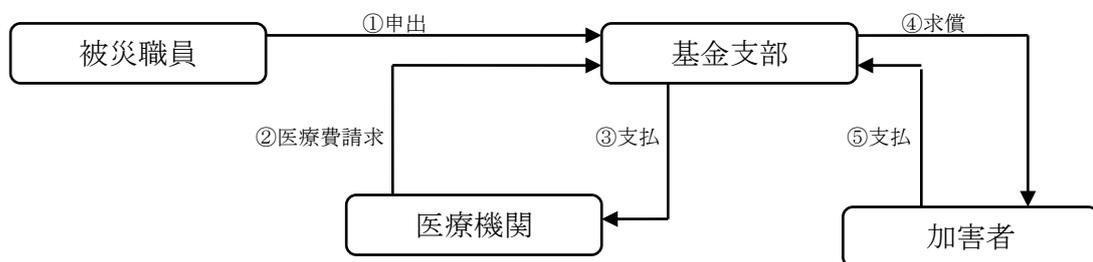
第三者加害事案については、「原因者負担」の原則から、また多くの場合、補償の対象外である慰謝料・物件損害や過失割合についても当事者間での折衝（示談交渉）が不可欠となることから、示談先行を原則としています。

【示談先行】（原則）



※ 実線又は点線のいずれかの方法で行うことになります。

【補償先行】（例外）



3 損害賠償と補償との関係

損害賠償と災害補償の相違点は、災害補償には精神的損害（慰謝料）及び物的損害に対する補償がないことです。

また、損害額（補償額）の算定方法についても次の違いがあります。

ア 災害補償が身体的損害の補填だけを目的としているのに対し、損害賠償は精神的損害と物的損害も対象となります。

イ 災害補償における補償額が法令等に基づく算定方法で算出されるのに対し、損害賠償は現実に被った損害の全てを対象として損害額が算定され、かつ、被害者に過失があれば、その程度に応じて賠償額が相殺（これを過失相殺といいます。）されます。

ウ 損害賠償では、故意、過失、権利侵害等の要件が必要であるほか、災害補償とは消滅時効の期間が異なります。

【損害賠償と災害補償の対応関係】

	損害賠償	災害補償
傷 害	【治療関係】 医療機関へ支払う治療費、診断書料、看護料、 通院費、入院室料等	療養補償
	【休業補償】 災害による療養のため現実に収入を得ることが できない場合、その得られなかった収入相当額	休業補償
	【傷病についての慰謝料】 傷病により精神的苦痛を受けたことに対する賠 償	—
後 遺 障 害	【後遺症による遺失利益】 後遺症により失われた労働能力に対する賠償	障害補償 ・ 障害補償年金 ・ 障害補償一時金 ・ 障害補償年金前払一時金
	【後遺症による慰謝料】 後遺症により精神的苦痛を受けたことに対する 賠償	—
死 亡	【死亡による遺失利益】 生きていたならば得ることができたであろうは ずの収入	遺族補償 ・ 遺族補償年金 ・ 遺族補償一時金 ・ 遺族補償年金前払一時金
	【死亡による慰謝料】 死亡により精神的苦痛を受けたこと（本人及び 遺族）に対する賠償	—
	【葬儀費】 葬儀に要した費用	葬祭補償
そ の 他	【物的損害】 自動車の修理費、衣服の補修費等	—

過失相殺について

交通事故の場合、原因が一方的に加害者側にあるとされるのは稀なことであり、通常、被害者側にも何割かの過失があったものと認められます。

過失相殺とは、被害者側の過失を斟酌したうえで、請求できる損害額を決定することであり、その基礎となる過失割合は、判例等の積み重ねでおおよその基準が定型化されています。ただし、これはあくまでも一般例で、実際には、その事故に附帯する諸条件を勘案して、当事者同士が交渉のうえ決定します。

第3 交通事故に遭った場合

1 交通事故に遭った場合の対応

(1) 被災職員の措置

ア 事故発生時

事故は予測しないときに起こりますので、交通事故に遭うと誰でもあわててしまいます。しかし、被害を受けた職員又は一緒にいた職員は、後日の公務（通勤）災害の認定請求や示談交渉などのため、次のような措置を取るようにしましょう。

(ア) 警察へ届出

- 怪我や物を損壊した場合は、速やかに道路交通法に基づく届出を行います。（自損事故も同様です。）
- 人身事故の場合は、救急車が来るまでの間に応急処置をとるとともに、人身事故扱いの届出を行います。
- 届出がないと「交通事故証明書」が交付されず、立証が困難になります。

(イ) 相手方の確認

- 免許証や車検証等で相手方に関する次の事項を確認します。相手方の了解のもと携帯電話で撮影するなど、正確な記録に留意しましょう。
 - ・ 相手方の住所・氏名・連絡先
 - ・ 相手方車両が加入している自動車損害賠償責任保険証明書（車両の所有者、証明書番号、保険会社名、保険適用期間、車両番号等）
 - ・ 相手方が任意保険（対人賠償・対物賠償）に加入している場合は、その保険証明書（保険会社、担当者名、保険金額、保険番号）
 - ・ 相手方車両の登録ナンバー
 - ・ 相手方車両の運行供用者の名称・氏名、住所、連絡先（相手方が業務中の事故の場合など）
- 事故直後には症状がない場合でも、後日、症状が出てくる場合があります。必ず相手方の連絡先を確認するようにしましょう。
- 事故現場では、相手方からの口頭の示談には応じないようにしてください。
- 相手方が自転車や歩行者の場合でも相手の過失は通常ゼロではありません。必ず相手方の連絡先や個人賠償保険等の加入の有無を確認します。

※ 自転車や歩行者による対人賠償保険としては、個人賠償責任保険、PTAが児童・生徒のために加入している保険などがあります。

個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険などに特約として加入するものやクレジットカードの付加契約として加入するものなどがあり、通常、家族1人が加入すれば、同居の他の家族は補償の対象となります。

例えば、相手方が児童・生徒の場合はPTA保険に加入していないか、家族が個人賠償責任保険に加入していないか確認するようにしましょう。

(ウ) 事故発生状況の確認

- 携帯電話等で事故直後の現場写真や被害状況の写真を撮影します。（事故が起きた地点、車の衝突箇所・程度、スリップ痕の有無・程度、被害者の転倒位置、破損物件の散乱状況など）
- 記憶の新しいうちに、現場見取図（信号機や横断歩道の有無、一次停止標識の有無、道路幅、見通し等）や事故の経過を記録しましょう。

○ 事故の目撃者がいたら事故状況を聴取するとともに、その人の住所・氏名を確認しましょう。

(エ) 医療機関の受診

速やかに医師の診断を受けましょう。どんなに軽症であっても自分で判断することなく、医師の診断を受けるようにしましょう。

また、診断の際は、組合員証は利用しないようにしましょう。

(オ) 所属への報告

事故の発生をできるだけ速やかに所属に連絡し、事故の概況だけでも説明してください。相手方の身元確認や現場保存を行うことができなかつた場合は、所属の担当者これらのことを依頼してください。

イ 療養中

(ア) 公務（通勤）災害認定請求の準備

- 請求に必要な資料等の整備（交通事故証明書など）
- 示談先行、補償先行の決定
- 公務災害の認定請求する旨を保険会社に伝える。

(イ) 出費、交渉記録の記録

(ウ) 相手方との交渉状況を「第三者加害行為現状（結果）報告書」により基金に報告してください。（災害発生日から6か月ごと）

ウ 治ゆ（症状固定）後

示談又は損害賠償の受領後は、「第三者加害行為現状（結果）報告書」に示談書又は受領金額の明細書の写しを添付し基金に提出してください。

(2) 所属の事務

職員から公務中又は通勤途上で交通事故に遭った旨の報告があつた場合や警察等から連絡があつた場合は、服務上の措置を構ずるとともに、公務（通勤）災害の認定請求手続や公用車等の破損に伴う相手方との賠償交渉等のために、事故の内容を詳細に把握するようにしてください。

ア 事故状況の確認

職員からの報告後、所属長（又は所属の公務災害事務担当者）は、任命権者（服務担当課や公務災害担当課）に事故の概要を報告するとともに、公務（通勤）災害の認定請求手続や事故当事者の過失割合の判断のため、被災職員から事故状況を聴取するようにしてください。

また、できるだけ速やかに事故現場に赴き、事故の状況や事故現場の道路状況等を調査確認し、図面や写真撮影により記録しておいてください。

イ 事故報告

それぞれの服務規程の定めるところにより、任命権者に対して速やかに事故報告を行ってください。

ウ 公務（通勤）災害の認定請求

交通事故が原因となつた事案の公務（通勤）災害の認定請求については、事故の相手方や保険の情報を把握する必要があることから、通常の事案と比較して作成する資料が多く（第三者加害行為災害届出書、念書等）なりますので、被災職員等に対して適切に指導してください。

なお、被災職員が重傷等によりすぐに請求手続きができない場合は、任命権者は助力する義務がありますので、できるだけ早く認定請求できるよう適切に対応してください。（規則第49条）

エ 保険会社への連絡

職員が運転していた車若しくは同乗していた車（その車が搭乗者傷害保険に加入している場合）又は相手方の車が任意保険に加入している場合は、事故発生日からできるだけ速やかに保険会社に連絡するよう指導してください。（保険会社への通知を60日以内に行わないと時効により保険給付を受けることができなくなります。）

オ 示談

相手方との示談に際しては、円満に解決できるよう職員に対して指導・助言してください。

相手から賠償を受ける前に基金から補償を受けることとしている場合（補償先行の場合）は、治療費等に係る損害賠償請求権を基金が代位取得し、基金が相手方に支払を求めることになります。示談に際し、被災職員等がむやみに請求権を放棄したり、請求権があるのに請求できない内容にならないよう注意するとともに、示談締結前にあらかじめ基金支部に連絡し、示談の内容について確認を得てください。

(3) 任命権者の事務

公務災害又は通勤災害の認定請求に先立ち、任命権者（公務災害事務担当者）は、次のことを行ってください。

ア 公務災害（通勤災害）に該当するか否かの確認

(ア) 公務災害と思われる場合

被災職員の事故時の業務・出張の日時、同行者、用務内容、経路、用務先を確認してください。その際、特に次のことに注意してください。

- ① 旅行命令簿等により適正な出張命令がなされているか。
- ② 出発時刻から被災時刻までの時間が、出発場所から事故現場までの距離から合理的と判断できるか。（合理的な経路から逸脱していないか。）

(イ) 通勤災害と思われる場合

事故が出勤又は退勤のための住居と勤務公署との往復行為中に起きたものであるかの事実を確認してください。

- ① 通勤が社会通念上合理的な経路、方法（原則として通勤届の経路及び方法）によるものであるか。
- ② 通勤行為の逸脱、中断はないか。

イ 公務（通勤）災害認定請求書類の審査

所属長から認定請求書が送付されたら、アの事実確認に基づき、公務災害又は通勤災害であるか否かの意見を付して、速やかに基金支部に提出してください。

ウ 自賠償保険への被害者請求

相手方から賠償を受ける前に基金から補償を受けることとしている場合（補償先行の場合）には、補償を行った基金も自賠償保険に対して支払を求めることになりますので、被災職員が自賠償保険に対して保険金の支払を請求する場合には、事前に基金支部にその旨を連絡するよう指導してください。

エ 示談

被災職員の治療費等を基金に請求し、基金が補償を実施した場合は、その治療費等に係る損害賠償請求権は被災職員に代わって基金が取得することになりますので、被災職員と相手方が示談を締結する前には、あらかじめ基金支部に連絡するよう指導してください。

2 補償先行、示談先行の選択

被災職員等は、交通事故による損害について補償先行とするか示談先行とするかによって基金に対する事務手続が異なることとなりますので、どちらかを選択する必要があります。認定請求の段階で、療養補償について補償先行とするのか示談先行とするのかについて、「相手方との話し合いの状況・治療費等の支払状況報告について」に明記することになっています。

療養補償に関してどのような場合に補償先行又は示談先行を選択するかについては、概ね次のような考え方によりますが、原則として、示談先行により処理するよう第三者（加害者）と調整してください。

- 加害者側から損害額全額が支払われる見込みの場合は、原則的に示談先行を選択します。
- 示談先行を選択できない場合に補償先行を選択します。

(1) 補償先行の選択要件

- ア 加害者が不明の場合（特定できない場合を含む）
- イ 加害者の所在が不明の場合
- ウ 被災職員に過失はないが、加害者が任意保険に加入しておらず、かつ、総損害額（治療費、慰謝料等）が自賠責保険の保険金限度額（傷害の場合は120万円）を超える見込みの場合
- エ 総損害額が自賠責保険の適用を超える見込みで、かつ、被災職員に過失があるため過失相殺が行われる可能性がある場合
- オ 被災職員の過失が大きく、加害者に損害賠償請求をすることができない場合
- カ 加害者と賠償責任、過失割合、損害額等について話し合いがつかず、損害賠償を受けることができない場合

(2) 示談先行の選択要件

- ア 加害者が全面的に過失を認め、損害賠償の支払を申し出ており、加害者に全額請求できる場合
- イ 被災職員にも過失があるが、総損害額が自賠責保険の範囲内で足りる見込みの場合

(3) 補償先行を選択した場合の留意点

補償先行による場合、基金の求償権の取得及び取得した求償件の加害者への行使など補償後の手続がありますので、公務（通勤）災害と認定された後の加害者との対応については基金支部と密接に連絡を取り合い、基金支部の指示に従ってください。特に次の事項に留意してください。

ア 損害賠償の一部払

治療中に加害者から見舞金又は損害賠償の一部支払による金銭の支払がなされた場合は、後日の示談交渉において損害賠償として取り扱われることとなりますので、これら見舞金又は損害賠償の一部支払を受けた場合は、その内容、金額を基金支部に届け出てください。

イ 自賠責保険への被害者請求

自賠責保険への被害者請求（本請求のほか、仮払金請求を含む）を行う場合は、あらかじめその内容、金額等を基金支部に届け出て、了承を得てから受領してください。なお、自賠責保険に被害者請求を行い、保険金を受領した場合は、速やかにその内容を基金支部に届け出てください。

ウ 白紙委任状

加害者に損害賠償又は示談についての白紙委任状を渡すことは、基金の取得した求償権行使を阻害するばかりでなく、示談交渉等を著しく不利にするおそれがありますので、絶対に行わないでください。

(4) 損害賠償を加害者から受領した（示談を締結した）場合の手続

公務災害又は通勤災害として認定された交通事故について、示談の締結等により加害者から損害賠償を受けたとき（示談を締結したとき）は、補償先行、示談先行にかかわらず、被災職員等は必ず示談書の写しを所属、任命権者の公務災害担当課を経由して基金支部に提出してください。

3 自賠責保険制度

(1) 自賠責保険制度の概要

自動車事故の損害賠償は、民法の不法行為の規定が適用されるのが原則ですが、特別法としての自動車損害賠償保障法が民法に優先して適用されます。この法律は、交通事故の被害者の保護と救済を図るため昭和30年7月29日に制定され、被害者に対してこの法律の定める最小限の保障を行うための賠償資力を確保することを目的に、自動車（原動機付自転車を含む。）の所有者は原則として「自賠責保険」に加入しなければならないとされました。

このため、自賠責保険は強制保険とも言われています。

これにより、自衛隊の運行車両など一部の自動車を除く全ての自動車は自賠責保険なしでは運行できず、自賠責保険証明書の常時携帯の義務を負うことになりました。

なお、自賠責保険は、被害者の人身事故のみを対象とし、その損害額の算定は定率的、定率的で、保険限度額を超える部分については支払の対象となりません。

また、自賠責保険と同様の制度として、農業協同組合及び農業協同組合連合会が行う自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責共済」という。）があります。

(2) 損害賠償の範囲及び保険金額

自賠責保険による損害賠償の範囲及び保険金額は、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号。以下「自賠責支払基準」という。）」により、次のとおり算定されます。

ア 傷害による損害

傷害による損害は、治療関係費、文書料、休業損害および慰謝料が支払われます。

(ア) 限度額

支払われる保険金額は、被害者1名につき120万円が限度となります。

(イ) 補償内容

支払の対象となる損害		支払基準	
治療	治療費	診察料や手術料、または投薬料や処置料、入院料等の費用など。	治療に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
関係費	看護料	原則として12歳以下の子供に近親者等の付き添いや、医師が看護の必要性を認めた場合の入院中の看護料や自宅看護料・通院看護料。	入院1日4,100円、自宅看護か通院1日2,050円。これ以上の収入減の立証で近親者19,000円、それ以外は地域の家政婦料金を限度に実額が支払われます。
	諸雑費	入院中に要した雑費。	原則として1日1,100円が支払われます。
	通院交通費	通院に要した交通費。	通院に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
	義肢等の費用	義肢や義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖などの費用。	必要かつ妥当な実費が支払われ、眼鏡の費用は50,000円が限度。
	診断書等の費用	診断書や診療報酬明細書などの発行手数料。	発行に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
文書料	交通事故証明書や印鑑証明書、住民票などの発行手数料。	発行に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。	
休業損害	事故の傷害で発生した収入の減少(有給休暇の使用、家事従事者を含む)。	原則として1日5,700円。これ以上の収入減の立証で19,000円を限度として、その実額が支払われます。	
慰謝料	交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償。	1日4,200円が支払われ、対象日数は被害者の傷害の状態、実治療日数などを勘案して治療期間内で決められます。	

イ 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、障害の程度に応じて逸失利益および慰謝料等が支払われます。

ここで言う後遺障害とは、自動車事故により受傷した傷害が治ったときに、身体に残された精神的又は肉体的な毀損状態のことで、傷害と後遺障害との間に相当因果関係が認められ、かつ、その存在が医学的に認められる症状をいい、具体的には自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は第2に該当するものが対象となります。

(ア) 限度額及び補償内容

① 介護を要する後遺障害

神経系統の機能や精神・胸腹部臓器への著しい後遺障害により介護を要する場合、後遺障害の程度に応じて、逸失利益(後遺障害による労働能力の減少により、将来発生したであろう収入が減少したことに対する補償)及び慰謝料(事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償)が支払われます。

障害等級	限度額	損害項目	
		逸失利益分	慰謝料分
第1級 (常時介護を要する障害)	4,000万円	自賠償支払基準第3の1により計算した額	1,600万円
第2級 (随時介護を要する障害)	3,000万円		1,163万円

※ 被扶養者があるときは、慰謝料分は第1級 1,800万円、第2級 1,333万円になります。

※ 初期費用として、第1級には500万円、第2級には205万円を加算します。

② その他の後遺障害

障害等級	限度額	損害項目	
		逸失利益分	慰謝料分
第1級	3,000万円	自賠償支払基準第3の1により計算した額	1,100万円
第2級	2,590万円		958万円
第3級	2,219万円		829万円
第4級	1,889万円		712万円
第5級	1,574万円		599万円
第6級	1,296万円		498万円
第7級	1,051万円		409万円
第8級	819万円		324万円
第9級	616万円		245万円
第10級	461万円		187万円
第11級	331万円		135万円
第12級	224万円		93万円
第13級	139万円		57万円
第14級	75万円		32万円

※ 後遺障害等級は、自動車損害賠償保障法施行令別表第2によります。

※ 慰謝料分のうち、第1級、第2級又は第3級該当者で被扶養者があるときは、第1級 1,300万円、第2級 1,128万円、第3級 973万円になります。

(イ) 逸失利益の算定方法

逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額に当該等級の労働能力喪失率（自賠償支払基準別表Ⅰ）と後遺障害確定時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（自賠償支払基準別表Ⅱ－1）を乗じて得た額になります。（生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合を除きます。）

$$\text{逸失利益} = (\text{年間収入額又は年相当額}) \times (\text{該当等級の労働能力喪失率}) \\ \times (\text{後遺障害確定時の年齢に対応するライプニッツ係数})$$

① 有識者

事故前1年間の収入額と後遺障害確定時の年齢に対応する年齢別平均給与額（自賠償支払基準別表Ⅳ）の年相当額のいずれか高い額が収入額になります。ただし、次の者については、それぞれに掲げる額が収入額になります。

(a) 35歳未満であって、事故前1年間の収入額を立証することが可能な者

事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

(b) 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者

○ 35歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

○ 35歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

(c) 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者を除く。）

上記の基準を準用する。この場合において、「事故前1年間の収入額」とあるのは、「退職前1年間の収入額」と読み替える。

② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者

全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、58歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。

③ その他働く意思と能力を有する者

年齢別平均給与額の年相当額とする。ただし、全年齢平均給与額の年相当額を上限とする。

ウ 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、被害者および遺族の慰謝料が支払われます。

(7) 限度額

支払われる保険金額は、被害者1名につき3,000万円が限度となります。

(i) 補償内容

支払の対象となる損害		支払基準
葬儀費	通夜、祭壇、火葬、墓石などの費用（墓地、香典返しなどは除く）。	60万円が支払われ、立証資料等によって、これを明らかに超えるなら、100万円までで妥当な額が支払われます。
逸失利益	被害者が死亡しなければ将来得たであろう収入から、本人の生活費を控除したもの。	自賠責基準第4の2により計算した額が支払われます。
慰謝料	被害者本人の慰謝料。	350万円が支払われます。
	遺族の慰謝料は、遺族慰謝料請求権者（被害者の父母、配偶者及び子）の人数により異なります。	請求者1名で550万円、2名で650万円、3名以上で750万円が支払われ、被害者に被扶養者がいるときは、さらに200万円が加算されます。

※ 逸失利益の算定は、後遺障害の例と同様の考え方によりますが、その概略は以下のとおりです。

逸失利益＝（年間収入額又は年相当額－本人の生活費）

×死亡時の年齢に対応するライプニッツ係数

生活費の立証が困難な場合、年間収入額又は年相当額から、被扶養者がいるときはその35%を、被扶養者がいないときはその50%を生活費として控除します。

(ウ) 死亡に至るまでの損害

死亡にいたるまでの傷害による損害は、積極損害（治療関係費（死体検案書料及び死亡後の処置料等の実費を含む。）、文書料その他の費用）、休業損害及び慰謝料が支払われ、「傷害による損害」の基準を準用して補償額が算定されます。ただし、事故当日又は事故の翌日に死亡の場合は、積極損害のみとなります。

(3) 重大な過失等による補償の減額

被害者に重大な過失がある場合（自賠責保険では、被害者に7割以上の過失があった場合）、補償は損害額（損害額が保険金額以上の場合は保険金額）から減額して行われます。ただし、損害額が20万円未満の場合は損害額、減額で20万円以下となる場合は20万円が支払われます。

被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害又は死亡事故	傷害事故
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上 8割未満	2割減額	2割減額
8割以上 9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

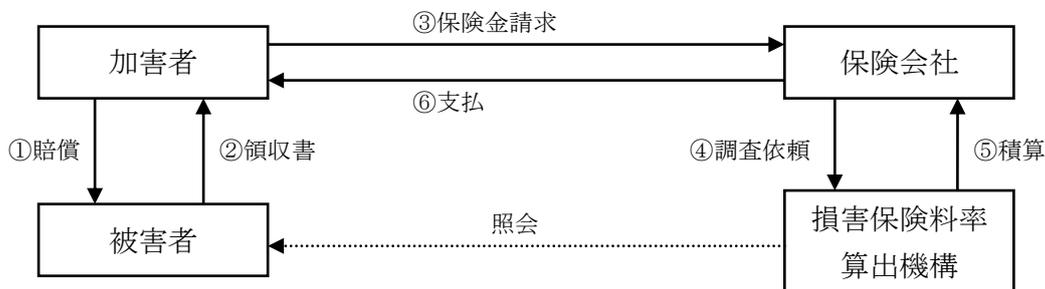
また、被害者が既往症等を有していたため、死因又は後遺障害発生の原因が明らかでなく、受傷との因果関係の判断が困難な場合には、補償は損害額（損害額が保険金額以上の場合は保険金額）から5割の減額が行われます。

(4) 保険金の請求

自賠責保険への請求方法としては、「加害者請求」（自賠責保険の被保険者（自動車の保有者、加害運転者）が被害者に対し損害賠償を行った後に、その額を限度として保険会社に保険金の支払請求をする方法）と「被害者請求」（被災職員が加害者が加入している保険会社に対し、保険金額の範囲内で直接損害賠償額の支払を請求する方法）があります。

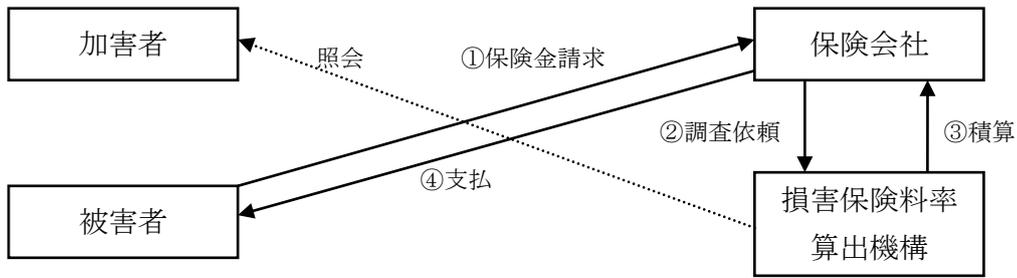
ア 加害者請求（自動車損害賠償保障法第15条）

自賠責保険の被保険者（自動車の保有者、加害運転者）が被害者に対して損害賠償を行った場合に、その額を限度として保険会社に保険金を請求します。



イ 被害者請求（自動車損害賠償保障法第16条）

自賠責保険は加害者請求が原則ですが、当事者の示談が成立しなかったり、加害者の不誠実によって話し合いができない場合など、被害者の迅速な保護、救済を図るため、被害者が加害者の保険契約会社に対し、保険金額の範囲内で直接損害賠償額の支払を請求することができます。



(5) 仮渡金制度（自賠法第17条）

交通事故が起きてから損害賠償が行われるまでの間に、多額の治療費、葬儀費用等の出費が必要な被害者を救済するため、被害者の請求によって短期間に一定の金額を支払う「仮渡金制度」があります。この制度は、損害賠償の一部前渡しの性格を有するものであり、被害者が自賠責保険に損害額の請求を行ったときは、自賠責保険会社は損害賠償額から、既に支払った仮渡金額を差し引いた残金を支払うことになります。

仮渡金の額は、次のとおり定められています。

ア 死亡したとき 290万円

イ 次の傷害を受けたとき 40万円

- ① 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有する
- ② 上腕又は前腕の骨折で合併症を有する
- ③ 大腿又は下腿の骨折
- ④ 内臓の破裂で腹膜炎を併発
- ⑤ 14日以上病院に入院することを要する傷害で医師の治療を要する期間が30日以上

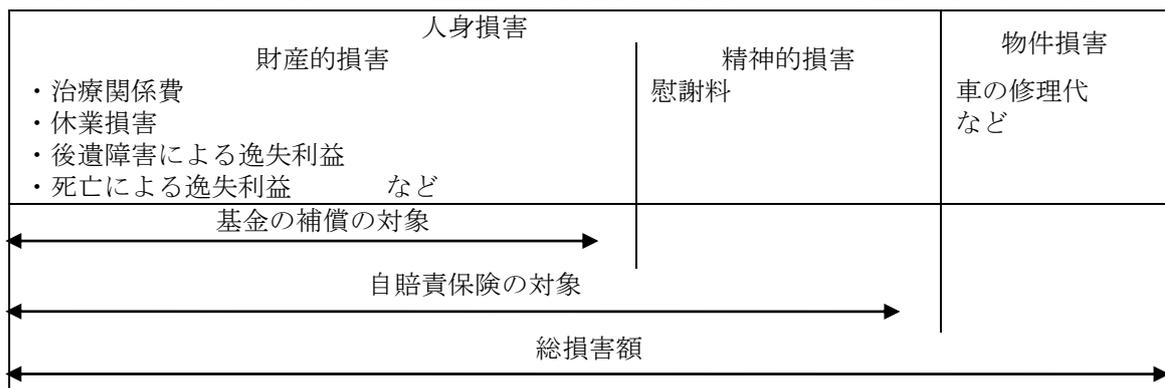
ウ 次の傷害（イに掲げるものを除く） 20万円

- ① 脊柱の骨折
- ② 上腕又は前腕の骨折
- ③ 内臓の破裂
- ④ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上
- ⑤ 14日以上病院に入院することを要する傷害

エ 11日以上医師の治療を要する傷害（イ及びウに掲げる傷害を除く） 5万円

(6) 自賠責保険と基金が行う補償との関係

自賠責保険と基金の補償の内容が重複する場合、求償（補償先行／基金が損害賠償請求権を代位取得し自賠責保険会社に支払を請求）又は免責（示談先行／自賠責保険会社が損害賠償を行い、その限度において基金の補償義務が免責）により調整が行われます。



ア 求償の取扱い

基金が自賠責保険に先立って補償を行った場合、基金はその価額を限度として、自賠責保険に求償しますが、この求償額は自賠責保険の保険金額の範囲内になります。

このため、基金が行う療養補償や休業補償などの補償の合計額が、自賠責保険金の限度額（傷病による損害の場合120万円）を超える場合は、限度額の範囲内で自賠責保険会社に求償するとともに、残余の部分については加害者に求償することになります。

イ 免責の取扱い

補償の受給権者が、自賠責保険から損害賠償額を受領した場合（自賠法第16条第1項のいわゆる被害者請求）、基金としては、補償すべき額から受給権者が既に受領している額（免責される額）を控除して支払います。

基金が免責される額は、補償と同一の事由に基づく損害賠償であり、かつ、その価額を限度とするものであり、具体的には次のような取扱いになります。

(7) 死亡の場合

職員が妻と子供1人を残して死亡したため、遺族が自賠責保険から3,000万円（限度額）の支払を受けた場合（平成14年8月1日）

（自賠責保険3,000万円の内訳）

① 死亡による本人の逸失利益分	1,740万円
② 葬祭の費用	60万円
③ 慰謝料	1,200万円
（本人の慰謝料）	350万円
（遺族の慰謝料）	650万円
（被扶養者加算）	200万円

（基金が補償すべき額の内訳）

①' 遺族補償年金（年額）	201万円
②' 葬祭補償	50万円

自賠責保険の損害賠償と補償との調整は、それぞれの損害項目ごとに行うので、この例で調整されるのは①－①'、②－②'ですが、①のうち調整の対象となる額は、遺族補償の受給権者である妻の相続分である870万円（1,740万円×1/2）であり、遺族補償年金は870万円又は3年経過日までの支給分（201万円×3年＝603万円）のいずれか低い額に達するまで支給停止（免責）されることになります。

(イ) 傷害の場合

傷害による場合の自賠責保険の限度額は120万円です。したがって、被災職員の損害が120万円を超える場合は120万円が支払われ、120万円以下の場合は、それぞれの損害額の合計額が支払われることになります。

a 損害額が120万円以下の場合

自動車事故で負傷し療養した場合、自賠責保険は120万円を限度として治療費、休業損害、慰謝料等が支払われます。この場合、損害額の合計が120万円以下の場合であれば、被災職員の損害は全て補填されますので、基金は全額免責され、療養補償や休業補償は支給されないのが一般的です。

しかし、自賠責保険の休業損害は、平成9年10月1日以降1日につき19,000円を限度としていますので、基金の休業補償の支給額である（平均給与額×60/100）に対応する額が19,000円を超える場合、つまり被災職員の平均給与額が31,666円（19,000円×100/60）を超える場合、休業補償を支給する必要が生じます。

（事例） （事故発生日：平成14年8月1日）

（自賠責保険の内訳）

① 治療費	25万円（30日分）	
② 治療中の休業損害	38万円（19,000円×20日分）	※8/1～8/20休業
③ 慰謝料	12.6万円（4,200円×30日分）	
合計	75.6万円	

（基金が補償すべき額の内訳）

①' 療養補償	25万円	
②' 休業補償	補償の基礎となる平均給与額	31,800円
	（31,800円×60/100（=19,080円）×20日）	

この場合、療養補償については全額免責されますが、休業補償は平均給与額31,800円の60%相当分（19,080円）が自賠責保険の限度額（19,000円）を上回るので、その差額80円が1日ごとに支給すべき休業補償の額となり、給与が支給されなかった休業日数分（20日分）の合計1,600円が支給されます。

なお、本事例には直接影響しませんが、療養の開始後1年6か月を経過した日以後に補償を行うべき事由の生じた休業補償に係る平均給与額については、法第2条第13条の規定により最低限度額及び最高限度額が適用されることになるため、平均給与額の算定には注意する必要があります。

b 損害額が120万円を超える場合

損害額が120万円を超える場合は、自賠責保険から120万円（限度額）が支払われますが、その内訳が明らかな場合と明らかなでない場合で調整の取扱いが異なります。（被災職員が不利益を被らないためにも、自賠責保険から支払われた保険金の内訳を保険会社から受領しておくことが望ましいでしょう。）

(a) 自賠責保険の支払内訳が明らかな場合

（事例） （事故発生日：平成14年8月1日）

（自賠責保険の内訳）

① 治療費	60.6万円（70日分）
② 療養中の休業損害	34.2万円（5,700円×60日分）
③ 慰謝料	25.2万円（4,200円×60日分）

（基金が補償すべき額の内訳）

①' 療養補償	100万円（100日分）
②' 休業補償	30.78万円（5,700円×60/100（3,420円）×90日分）

この場合、基金は療養費のうち60.6万円が免責され、残りの39.4万円を療養補償として支給します。

休業補償については、60日分が免責され、残りの30日分102,600円（5,700円×60/100×（90日－60日）＝102,600円）を支給することになります。

ここで注意が必要なのは、自賠責保険の休業損害34.2万円と基金の休業補償の

30.78万円を単純比較して、自賠責保険から受けた損害賠償額が補償額を上回るとして全額免責の取扱いをすることは誤りであるという点です。

療養中の休業損害と休業補償の調整の場合、休業損害として支払われた額に相当する休業日数分が自賠責保険で支払われたものとみなし、その残りの日数分については休業補償として補償するということになります。また、休業1日ごとの金額を比較し、自賠責保険で支払われた休業損害額が補償すべき額を上回っている場合、基金は免責されることになり、下回っている場合は、休業1日ごとにその差額について補償することになります。

(b) 自賠責保険の支払内訳が不明な場合

損害額が限度額の120万円を超えるときは、自賠責保険では細かな算定を行わず、120万円の内訳が明らかにされない場合もあります。この場合は、比例按分の方法でそれぞれの損害額を算定し基金の補償と調整を行います。

(事例) (事故発生日：平成14年8月1日)

被災職員が自賠責保険に150万円請求（被害者請求）し、限度額120万円が支払われた場合

(自賠責保険への請求内訳)

① 治療費	425,000円
② 看護料	40,000円
③ 通院費	34,000円
④ 治療関係雑費	11,000円
⑤ 休業損害	570,000円 (5,700円×100日分)
⑥ 慰謝料	420,000円 (4,200円×100日分)
合計	1,500,000円

(比例按分)

① 治療費	340,000円 (1,200,000円×425,000円÷1,500,000円)
② 看護料	32,000円 (1,200,000円×40,000円÷1,500,000円)
③ 通院費	27,200円 (1,200,000円×34,000円÷1,500,000円)
④ 治療関係雑費	8,800円 (1,200,000円×11,000円÷1,500,000円)
⑤ 休業損害	456,000円 (1,200,000円×570,000円÷1,500,000円)
⑥ 慰謝料	336,000円 (1,200,000円×420,000円÷1,500,000円)
合計	1,200,000円

以上の計算から、基金が補償すべき金額は次のとおりとなります。

① 治療費

治療費は425,000円かかっていますが、自賠責保険で340,000円が補填されたとみなされることから、療養補償としてはその差額の85,000円を支給します。(425,000円－340,000円＝85,000円)

なお、この場合、自賠責保険の支払対象となる治療の範囲と療養補償の支給対象となる治療の範囲が同一であることを前提としています。仮に自賠責保険に請求した治療費の中に療養補償の対象外のものが含まれている場合は、その額を除いたうえで調整することになります。

例えば、本事例において対象外のものが20,000円含まれていたとすると、療養補償額は次のとおりとなります。

$$(425,000円 - 20,000円) - (1,200,000円 \times (425,000円 - 20,000円) \div 1,500,000円) = 81,000円$$

- ② 看護料
治療費と同じ方法で調整します。
 - ③ 通院費
治療費と同じ方法で調整します。
 - ④ 治療関係雑費
一般的には基金の補償の対象外となります。
 - ⑤ 慰謝料
基金の補償の対象外となります。
 - ⑥ 休業損害
 - ・ 自賠償保険の1日あたりの日収相当額 5,700円
 - ・ 基金の休業補償の基礎となる平均給与額 12,500円
 - ・ 1日あたりの休業補償額 (12,500円 × 60/100) 7,500円
 - ・ 自賠償保険から支給されたとみなされる休業日数 80日
(456,000円 ÷ 5,700円 = 80日・・・(余り 0円))
 - ・ 調整の結果、補償すべき休業補償額
(7,500円 - 5,700円) × 80日 + 7,500円 × (100日 - 80日)
- 余り 0円 = 144,000円 + 150,000円 = 294,000円
- ※計算の過程で余りが生じた場合は上記下線部のところで控除。

(ウ) 障害を残した場合

自賠償保険では、被災職員に障害が残った場合、後遺障害に対する損害賠償として、障害等級に応じて第1級(3,000万円)から第14級(75万円)までを支払うこととなっていますが、この額には逸失利益相当分のほかに慰謝料分も含んだ金額になっています。

このため、基金の障害補償又は障害補償年金前払一時金において調整する額は、自賠償保険から支払われた損害額から慰謝料分を控除した、逸失利益相当分の額が対象となり、その額は障害等級に応じて次のとおり定められています。

第1級	1,900万円 (1,700万円)	第2級	1,632万円 (1,462万円)	第3級	1,390万円 (1,246万円)
第4級	1,177万円	第5級	975万円	第6級	798万円
第7級	642万円	第8級	495万円	第9級	371万円
第10級	274万円	第11級	196万円	第12級	131万円
第13級	82万円	第14級	43万円		
※ () 内は被扶養者がある場合の額。					

(事例)

被災職員の残存障害が「後遺障害別等級表」の第9級に該当するとして、自賠償保険から616万円が支払われた場合(事故発生日:平成14年8月1日)

○自賠償保険後遺障害等級第9級

保険金 6,160,000円のうち、逸失利益相当分 3,710,000円

○障害補償の基礎となる平均給与額 12,500円

○障害補償一時金（第9級） $12,500円 \times 391日分 = 4,887,500円$

したがって、次のとおり1,177,500円を障害補償として支給します。

$4,887,500円 - 3,710,000円 = 1,177,500円$

なお、残存障害が障害等級第1級から第7級までの等級に該当し、障害補償年金が支給される場合は、自賠責保険から支払われた額の逸失利益相当分に達するまでの間、障害補償年金の支払を3年を限度として停止することとなります。

【ポイント】

これまで自賠責保険の損害賠償と基金の補償との間の調整について述べてきましたが、調整の対象となるのは地公災法第25条の規定による各種補償であり、基金業務規程第25条の2の規定による福祉事業（休業援護金、障害特別給付金、障害特別支給金、障害特別援護金など）については、自賠責保険の損害賠償との調整の対象とはなりません。

所属の担当者は、被災職員が受けることのできる福祉事業について、申請漏れのないように被災職員に対して指導してください。

(7) その他の留意事項

ア 自賠責保険に請求できる期限（時効）

自賠法に基づく保険会社に対する請求権は、次のとおり時効によって消滅します。

- ① 加害者請求の場合は、被害者に賠償金を支払ってから3年間
- ② 被害者請求の場合は、加害者及び損害の発生を知った日（通常、後遺障害以外は事故の当日、後遺障害にあつては後遺障害が発現した日）から3年間

このため、何らかの理由により請求が遅れる場合は、時効の中断の手続が必要になりますので、保険会社と相談してください。

イ 自賠責保険と損害賠償額との関係

自賠責保険による支払額は、交通事故によって被った被害者の損害を自賠責保険の各損害別に定めた支払基準により査定し、限度額の範囲内で保障する最低保障ですので、自賠責保険の支払額を超える損害がある場合は、その超える額を加害者に請求することができます。

ウ 政府の自動車損害賠償保障事業（自賠責法第71条～第82条）

次の場合は、政府が被害者救済の目的で自賠責保険と類似の保障を行います。この保障事業の請求は、どこの保険会社（外国の保険会社を除く）・自賠責共済にもできます。

- ① 自動車にひき逃げされて車の所有者が不明の場合
- ② 自賠責保険に加入していない自動車（適用除外車両を除く）による事故の場合
- ③ 自賠責保険期間の期限切れ又は保険期間の始期の到来前の自動車による事故の場合
- ④ 自賠責保険の保険料未納等のために保険会社が責任を負えない場合
- ⑤ 泥棒運転・無断使用運転等により所有者が全く責任を負わない場合

政府による保障事業は、各種社会保険等による給付を受けられる場合はその限度において保障の実施を行わない（公務（通勤）災害に該当し、地方公務員災害補償法による補償を受けることとなる場合は、政府による保障事業の適用はない）こと、過失相殺が行われること等の自賠責保険と異なる取扱いになります。このため、交通事故が公務（

通勤) 災害に該当する場合は、基金の補償が先行することになります。

なお、事故が自賠責保険の保険契約者又は被保険者の悪意によって生じた場合、自賠責保険は補填の責任を免れる(自賠法第14条)とされていますが、被害者は自賠責保険会社に対して被害者請求を行うことができるとされており、自賠責保険会社は政府に対して補償を求め、政府が補償を行うものとされています。

4 その他の保険制度

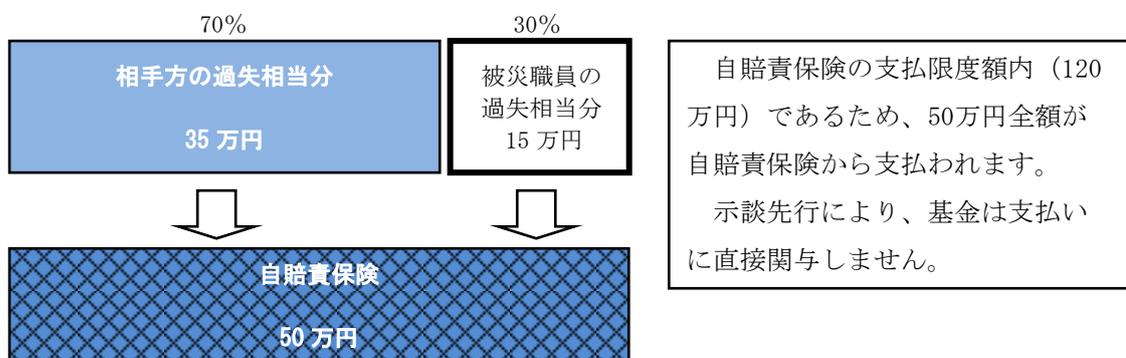
(1) 任意保険

人身損害に係る損害賠償額のうち、自賠責保険の支払限度額を超える部分については、相手方の任意保険(相手方が任意保険に加入していない場合には、相手方本人)から支払われます。この場合、被災職員の過失相殺により、相手方(自賠責保険+任意保険等)から治療費など補償対象となる損害の一部が賠償されないときは、その部分は基金の補償によって補填されることになります。

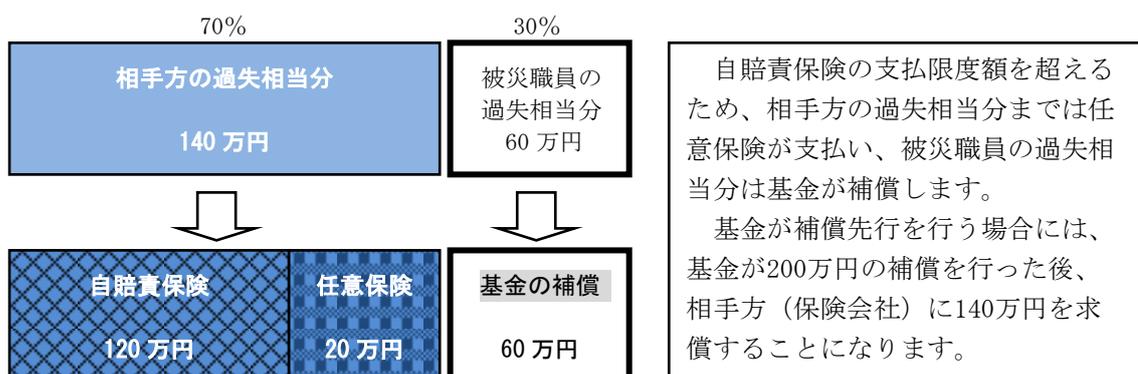
被災職員の過失が小さく、損害額がかなり大きい(療養費が120万円を超える)場合には、通常、第三者の任意保険会社が対人賠償保険金と自賠責保険金とを一括して支払った後、任意保険会社から自賠責保険に対して自賠責保険分を請求するという手続きがとられます(任意保険の一括払い)。このため、自動車事故における示談交渉相手は、一般的に第三者の任意保険会社になるのが通例です。

【損害賠償の例】

ケース1 ○被災職員の治療費(療養補償の対象額) → 50万円
○過失割合 → 被災職員：相手方 = 3：7



ケース2 ○被災職員の治療費(療養補償の対象額) → 200万円
○過失割合 → 被災職員：相手方 = 3：7



※ この例では、慰謝料について考慮していませんが、自賠責保険の一部が慰謝料に充てられた場合は、自賠責保険からの治療費の支払は120万円を下回るようになります。

(2) 被災職員が加入する人身傷害補償保険

ア 人身傷害補償保険の特徴

人身傷害補償保険（以下「人傷保険」という。）とは、損害保険会社が運営する任意の自動車保険の一つですが、対人賠償保険が事故の相手方に生じた損害を賠償するものであるとは異なり、被保険者自身の人身損害（傷害、後遺障害及び死亡）を填補することを目的とする保険です。

第三者加害事案の自動車事故の場合に、第三者の自動車保険とは別に、被災職員自身の人傷保険からも保険金を受けることができる事案（以下「人傷保険該当事案」という。）について、以下のとおり取扱いに十分注意する必要があります。

イ 人傷保険と基金との関係

人傷保険は被災職員が自ら加入する保険であり、この保険会社は、事故についての損害賠償を負う「第三者」には該当しません。

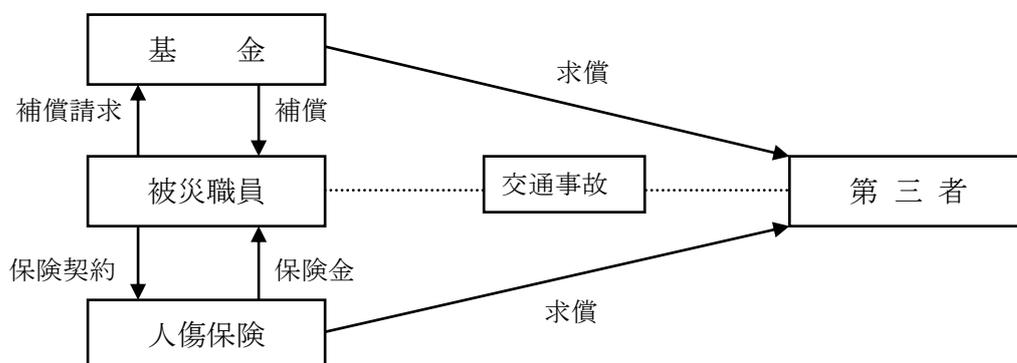
このため、人傷保険該当事案について基金が補償を行う際、被災職員等が基金による補償と同一の事由についてすでに人傷保険の保険金を受けていたとしても、当該保険金額について基金は免責されず、損害の二重補填の問題が生じることになります。

さらに、人傷保険取扱会社は、保険金を支払うことで被災職員等が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得するため、基金が第三者に対して有する求償権との競合関係が生じることになり、基金の求償権の行使に支障が生じる恐れがあります。

ウ 人傷保険該当事案の把握等

被災職員が同一の事由について重複して損害の填補を受けることがないように、人傷保険の保険約款上も、基金による補填が受けられる場合には、その額を控除して保険金を支払うことになっていますが、そもそも公務災害・通勤災害に該当する事案であることを保険会社が知り得ない場合には、その額が控除されずに保険金が支払われることになり、上記のような問題が生じることになります。

このため、第三者加害の自動車事故が発生した場合には、必ず被災職員の人傷保険加入の有無を確認し、第三者加害報告書に記入するとともに、加入している場合には、当該保険会社に対し、基金から補填を受ける予定であること等について情報提供を行う必要があります。



第4 示談について

1 示談の意義と効力

(1) 示談の意義

示談とは、一般に加害者が被害者に対して損害賠償として一定額を支払う約束をし、被害者側はその支払を受けることにより、それ以上の損害の賠償については、以後加害者側に一切請求をしないという当事者間の合意をいいます。

この示談には、

- ① 賠償責任の有無、損害賠償額について加害者と被害者との間に争いがあり、当事者双方が互いに譲歩した結果成立する「和解」（民法第695条）契約にあたる示談
- ② 加害者、被害者双方の当事者間に争いがなく、あるいは当事者の一方が譲歩して成立する和解類似の特殊契約（無名契約）にあたる示談

がありますが、いずれにしても当事者双方の合意（契約）によって解決するものです。

(2) 示談の効力

ア 原則

示談は、いったん成立すると原則として再びやり直すことはできません。（和解については、民法第696条に規定されているように被害者はそれ以外の賠償請求権を放棄したものと認められます。）

加害者側が被害者側の事情を了解して、当事者双方の合意のうえで示談の内容を変更することはできますが、当事者双方の合意がなければ変更することは原則としてできません。示談が成立した場合は、契約の無効又は取消しに係る民法上の一般原則（公序良俗違反、詐欺、脅迫等による示談）に該当しない限り、当事者双方ともこれに拘束されます。

加害者側は被害者側の実損害額が少なかったことを理由として示談金の支払を拒むことはできませんし、被害者側は示談後に損害が増加したからといって追加請求することはできなくなりますので、示談の締結は慎重に行う必要があります。

イ 示談締結後に全く予想し得ない事態が発生した場合

被害が軽微であるとの見通しで示談を締結したところ、示談後に全く予想し得ない事態が発生し、示談の際にも何らその点について争われなかった損害が発生した場合は、特段の事情がない限り、被害者側が今後一切の請求を行わない旨の示談を締結したことをもって被害者側がこれにより以後何らの請求も行うことができないとすることは、信義誠実の原則及び衡平の原則に照らして相当でなく、示談の効力のうち権利放棄条項のみ執行され、改めて追加請求するいことができると解されています。

2 示談により請求できる損害賠償

被害者又はその遺族は、交通事故等によって通常生じるであろうと思われる財産上、精神上的の損害を請求することができます。

3 示談の交渉相手

示談交渉に先立ち、損害賠償義務者が誰かを確認する必要があります。損害賠償義務者が複数の場合は、その中から支払能力のある者を選び、話し合いを進めるのがよいでしょう。

う。交通事故の場合、損害賠償義務者は直接の加害運転者のほか、その運転者の使用者等になります。

また、示談に当たっては、相手方が代理人を立てる場合がありますので、その場合は代理人の代理権の有無、その範囲を十分に確認する必要があります。特に、任意代理人の場合には、委任状を確認する必要があります。代理権のない者との示談、代理権の範囲を越えた示談については、示談の効力そのものが無効になり、示談内容の履行を請求することができません。

一方、示談交渉を依頼する場合には、次の点に注意する必要があります。

- ① 委任の内容、妥結点をあらかじめ明確にしておく。
- ② 交渉の依頼は原則として1人に限定すること。
- ③ いわゆる示談屋には依頼しないこと。
- ④ 当事者として当然しなければならないことは、自分自身ですること。特に加害者の場合には、被害者に対するお見舞いや葬儀への参列など、他人任せにすると相手方から誠意がないとみられ、代理人の交渉も進まなくなることがあります。他人に交渉を依頼する場合でも、自ら誠意をもって解決するという気持ちを常に持っていることが必要です。

なお、交通事故で相手方が任意保険に加入している場合には、通常、保険会社が示談交渉の代行をします。

4 示談交渉

示談交渉では、当事者双方の主張が対立するのが通常ですので、相手方に当方の主張を納得してもらい交渉をスムーズに進めるために、次のことに留意してください。

(1) 被害者側としての注意点

- ① 相手方の甘い言葉、泣き落としや脅しに乗らないよう、終始慎重な態度で交渉を進めます。当方も感情的にならず、相手方の主張を十分に聞き、譲り合う点は譲り合います。
- ② 相手方からの損害賠償又は示談についての白紙委任状の提出依頼があった場合は、拒否します。白紙委任状は、示談交渉等を著しく不利にするおそれがあります。
- ③ 交渉前に明瞭な積算による請求金額を出しておきます。事故のために出費した経費は、細大もらさず記帳しておき、かつ、できる限り領収書をもっておきます。
- ④ 損害賠償請求額の根拠を明確にし、相手方に納得していただきます。
- ⑤ 社会的にも妥当と思えないような法外な請求をしないようにします。
- ⑥ 損害の範囲が明らかになるか、見通しがつくまで最終的な示談は行いません。
- ⑦ 示談は、できる限り示談金全額を受領と同時に行います。分割払を認める場合は、相当の頭金を受領するほか、連帯保証人をつけたり、抵当権設定登記をするなどの措置も場合によっては検討します。
- ⑧ あわてて示談をしないようにします。交通事故で当座の出費に困る場合は、自賠責保険に対する被害者請求、内払請求等を行います。
- ⑨ 賠償金の後払いを認める場合は、簡易裁判所で即決和解調書を作成したり、公証人役場で公正証書にするなどして、不払いの際に強制執行できるようにしておきます。
- ⑩ 複雑な事故等の場合や損害額が大きい場合、相手方との話し合いが紛争しそうな場合は、弁護士等の専門家に交渉を依頼することも必要になります。

(2) 加害者側としての注意点

- ① 損害賠償請求権者の範囲を調べます。請求者が複数の場合で、そのうちの1人と交渉する場合には、請求権者全員の代理権のあることを確認します。
- ② 相手方が代理人の場合は、代理権の有無、範囲を確認します。
- ③ 示談は、相手方と十分に話し合います。虚偽や無理のないようにします。
- ④ 相手方の過失をよく調べます。双方の過失の割合によって賠償額は増減します。
- ⑤ 賠償請求額については、算定方法や領収書の有無等を相手方に確認し、疑問点のあるものは相手方との話し合いを続けます。
- ⑥ 話し合いがまとまった場合は、直ちに示談書を取り交わし、これ以外の請求権を放棄する旨の記載をします。
- ⑦ 示談金を支払った場合は、必ず損害賠償請求者本人による領収書を受け取ります。また、遺族の代表者に支払う場合は、代表者が他の遺族の代理人として受領した旨を明記した領収書をもらいます。
- ⑧ 示談はなるべく早くまとめるようにします。時期を逃すと示談しにくくなり、刑事上の処分に対しても不利になることがあります。
- ⑨ 代理人を頼む場合は、信頼のおける者を選びます。

5 示談の時期

示談は、当事者の合意が得られるよう迅速に進めることが求められますが、損害の程度についての把握が不十分な場合は、被害者に不利な内容となる場合がありますので、示談の時期は、通常、治ゆ（症状固定を含む。）した時点で行うのが望ましいでしょう。

また、加害者は、刑事処分の情状酌量の資料として示談書を提示したいため、示談を急ぐことがありますので、加害者の一方的な理由に左右されないように注意しましょう。

なお、損害賠償請求権については、加害者と損害の発生を知った日から、自賠責保険については3年、民法上の不法行為については3年で時効により消滅しますので、これらの期間内に治ゆせず示談できない場合は、時効を中断する手続が必要となります。

6 示談書の作成

示談が合意に達したときは、示談内容を書面化して明確にします。口約束でも有効ですが、後日において紛争のもとになります。

示談書の内容で、最も重要なのが示談金額ですが、その他の項目として、次に掲げる事項があります。

- ① 当事者名（当事者が複数の場合は全ての当事者名）
- ② 事故の日時、場所
- ③ 加害車両、被害車両番号（交通事故の場合）
- ④ 事故の状況
- ⑤ 示談の内容（請求権放棄条項、賠償金の内容等）
- ⑥ 示談金の支払方法及び時期
- ⑦ 後遺障害や傷病の再発の場合の取扱い
- ⑧ （補償先行の場合）基金に求償権があること及び相手方が基金の求償に応じること（例：地方公務員災害補償基金山形県支部が先行して補償した治療費等について、加害者は、当該支部長の賠償請求に応じるものとする。）

⑨ 作成年月日

また、示談書の作成にあたっては、以下の項目に留意してください。

- a 「示談金額」については、積極損害、消極損害、慰謝料の各損害の項目ごとに積算するのが通例であり、示談交渉の過程では内訳を明示して項目ごとに当否を話し合いますが、示談書には合計金額だけを表示すれば足りるとされています。
ただし、補償先行の場合で基金が保険会社に求償する際や、被災職員の過失割合に応じて損害賠償額が減額され被災職員が基金に対して補償請求する際には、損害の項目ごとの示談金額が必要となりますので、損害賠償金の内訳を明確にしておきます。
- b 「当事者」については、氏名及び住所を記載し特定します。
- c 「請求権放棄条項」については、紛争の最終的解決を担保するため、当事者は示談で定められた以外の権利は放棄するのが通例です。示談内容に記載された以外の損害賠償請求権は放棄する旨の記載をします。
- d 「後遺障害、傷病の再発の場合の取扱い」については、示談書の中で記載がなくとも、予想後の後遺症や不測の再手術が生じた場合には、その後遺症等による損害には示談の効力が及ばないとされ、別途請求できると解されていますが、後日の紛争を避けるためにも、「今後、本件による後遺障害が生じたときは、改めて賠償条件を協議する」などの記載をします。
- e 権利放棄をするような示談は慎んでください。補償先行の場合、「療養費については基金から補償を受けるので請求しない」とか「自賠償保険の範囲内で賠償を受ける」といった内容の示談をしてしまうと基金が求償できなくなるおそれがあります。

なお、公務（通勤）災害として認定されている場合は、示談成立後速やかに示談書の写しを所属、任命権者の公務災害担当課を経由して基金支部まで送付してください。

〔示談書の作成例（損害額が確定し、示談先行の場合）〕

示 談 書

被災職員（甲） 住所・氏名
 第三者（乙） 住所・氏名
 使用者（丙） 住所・氏名

1 事故の日時
 平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃

2 事故の場所
 山形県〇〇市〇〇町一丁目2番3号先路上

3 損害の部位、程度

4 車両番号
 甲 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

5 事故の概要
 上記の日時、場所において、信号待ちのため停車していた甲の車両に、乙の運転する車両が追突し甲が負傷したもの

上記の交通事故による損害について、当事者協議の結果、下記の条件をもって一切円満に解決することを約しました。よって、今後本県に関しては、如何なる事情が生じても、双方裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを誓約します。

記

1 乙及びその使用者でかつ自動車所有者である丙は、連帯して甲に対し、損害賠償金として金〇,〇〇〇,〇〇〇円の支払義務のあることを認め、この金額を支払い、甲はこれを受領した。（この金額を一括して、平成 年 月 日までに甲の指定する銀行口座に支払う。）
 （ただし、このうち治療費は、乙及び丙が直接病院に支払う。）

2 損害賠償金の内訳は次のとおりとする。

治療費	円	休業補償費	円	慰謝料	円
通院費	円	諸雑費	円	車両修理費	円

3 1にかかわらず、甲に後遺症が出た場合は、その逸失利益及び慰謝料を乙及び丙は甲に対して支払うものとする。

4 将来、甲の負傷が再発した場合、医師の診断書により、明らかに上記の事故が原因による再発と認められる場合は、乙及び丙において一切の責任を持つものとする。

5 その他不測の事態が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、誠意をもってその解決に当たるものとする。

平成 年 月 日
 被災職員 住所 氏名 ⑩
 第三者 住所 氏名 ⑩
 使用者 住所 氏名 ⑩

第5 第三者加害事案に係る手続

第三者加害事案の場合には、通常の認定・補償の手続に加えて、認定請求時及び示談成立時に次の手続が必要になります。

1 認定請求時

通常の添付書類に加えて、次の書類を提出してください。

<p>【示談先行・補償先行共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三者加害報告書 ○念書（兼同意書） 《交通事故の場合》 ○事故発生状況報告書 ○交通事故証明書の原本（所属長の 原本証明がある写しでも可） ※ その他（運転免許証の写し（本籍 欄は不要））などの提出を求める場 合があります。 	+	<p>【補償先行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補償先行申出書（参考様式第6号） ○確約書（又は確約書不提出の理由 書） ○交渉経過報告書（確約書不提出の 場合） ○損害賠償義務者に対する調書（確 約書不提出の場合）
--	---	---

2 示談成立時

示談が成立し、第三者から支払を受ける損害賠償額が確定したときは、「第三者か害行為現状（結果）報告書」に示談書の写しを添付して提出してください。（所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。）

交通事故が発生した場合、道路交通法の規定により警察への報告が義務付けられています。自損事故や自転車の事故の場合にも報告し、交通事故証明書の交付が受けられるようにしてください。

なお、物損事故の交通事故証明書では補償事由（負傷）が発生したことの裏付けにならないので、必ず人身事故の交通事故証明書を添付してください。